

## 電気化学会大会および秋季大会講演要旨についての著作権に関する合意事項

公益社団法人電気化学会

本会出版物の複写・転載利用に関わるガイドラインは本会事務局取扱事項であり、シンポジウム主催者および発表者等を対象とする FAQ (<https://copyright.electrochem.jp/faq.html>)に反映されています。このうち、大会講演要旨 FAQ は [https://copyright.electrochem.jp/abstracts\\_copyright\\_faq.pdf](https://copyright.electrochem.jp/abstracts_copyright_faq.pdf) をご参照下さい。

第1条 本合意事項は『電気化学会（以下、本会）』が『本会大会学術企画委員会・専門委員会・懇談会等および本会会員有志により企画されたシンポジウム企画者等（以下、シンポジウム主催者）』とともに主催する『電気化学会（前身の電気化学協会を含む）大会および秋季大会（以下、大会）』において出版される『講演要旨集に収録された要旨（以下、要旨）』に関する著作権の取り扱いについて、原稿が提出された後に本会とシンポジウム主催者および『著者（発表者）および共著者（以下、発表者等）』との間で合意すべき事項を定める。

第2条 要旨の著作権は発表者等が要旨の原稿を登録したことにより、本会に無償で譲渡されたものとみなされる。これにより本会は独占的に以下の権利を行使することができる。

- (1) 本会は公開された要旨の使用許諾を現在の形式だけでなく、将来的に発生する形式を含むあらゆる形式、媒体、手段に適応し、複製、および公表することを発表者等の委託により公式に保持する。本会は発表者等に使用許諾料や使用料、およびこれらと同様と見なせる対価を支払うことなく、使用許諾を得ることができる。
- (2) 本会は著作権使用許諾機関、著作権クリアランスセンター、および文書配信サプライヤなどの組織の要求に応じるため、第三者からの二次利用の要求に対して本会の独自の裁量の下、発行された要旨の全部または一部を再配布することができる。その際、本会は附帯的使用許諾を含む指定された使用許諾を無償で譲渡することができる権利を有する。
- (3) 本会は出版された要旨およびその付属物に対して、発表者等の随時の許諾を得ることなく、紙上印刷物、電子ファイルまたは映写による配布、放送など、その媒体の形式に限定されず、世界中に配布することができる。
- (4) 本会は原稿およびそれから派生する様々な概説、集合的著作物、データベースおよびその類似の出版物を要約し、それらをデータとして活用するため翻訳することができる。

第3条 本会は、発表者等を含む大会の講演要旨の二次利用者に対して、以下の項目の主旨に基づき本会出版物の複写・転載利用に関わるガイドライン（注1）を別途定め、それに準拠して許諾しなければならない。

- (1) 発表者は本会への補償をすることなく、言語を問わず要旨の内容を含む論文を著述し、学術誌、学位論文、所属団体の出版物に出版社を問わず掲載することができる。また、特許法第 30 条第 2 項に係る発明の新規性喪失の例外規定の適用を受け、発明者として特許等知的財産権に関わる出願を行うことができる。
- (2) 発表者は本会を含む不特定の学協会・団体・所属機関で行われる講演・プレスリリース・講義等において、出典記載とともに公表することを条件に、本会への補償をすることなく要旨の一部または全部の内容を転載し、公開することができる。但し、動画、Web 公開等により永続的に閲覧できる媒体を用いた全部公開は補償を必要とする。
- (3) シンポジウム主催者は該当シンポジウムに含まれる講演に限り、その発表者等の許諾を得て、本会との補償の協議を経た後、シンポジウム主催者が主催する他の行事において要旨を複写または出版物に転載することができる。補償の有無は個別に本会機関決定事項とする。
- (4) 第 3 者の二次利用により転載されたものは大会開催後 1 年を経過するまでは学術著作権協会(JAC)または本会規定による転載補償の対象とする。1 年経過後は転載許可申請に基づき、本会と補償の協議を行う。

第4条 本会は、発表者等が要旨に関して著作権が発表者等に帰属されるオープンアクセス論文に投稿し、出版に関する著作権を行使することを、発表者等からの予告や許諾を得ることなく保証する。

第5条 本会は、本合意事項第 3 条(2)に定めるところにかかわらず、発表者等が発表した要旨を所属する機関リポジトリに永続的に登録することを認める。ただし、本会はその著作権をそのまま保有し、公開できるまでの猶予期間（エンバゴ）を発表した大会開催日初日から 1 年とすることができる。

第6条 本会は、発表者等が要旨に基づく大会での講演において聴講者に公表した資料、口頭での発表内容については、その形式（映像、音声、印刷物等）によることなく発表者等に独占的著作権が帰属されることを保証する。

第7条 本会大会のうち、The Electrochemical Society, Inc（米国電気化学会、以下 ECS）との共催により開催される国際学会の講演要旨については、上記に定める全ての合意事項が適用されず、ECS またはその実行委員会が定めるところによる。

制定 2022 年 7 月 21 日 理事会承認